

令和6年度 いじめ防止基本方針

大田市立久手小学校

1. いじめの定義<いじめ防止対策推進法より>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止のための基本方針

①目指す学校像…全児童が安心して過ごすことができるような豊かな学校

- 児童一人一人の自尊感情の育成・人権意識の高揚。
- いじめ問題に対する理解の深化。
- …いじめをしない・させない・許さない児童の育成や学級や学校の雰囲気づくり

②いじめに対する教職員の認識

- いじめはどの学校・学級・児童にも起こりうる。
- いじめは人権侵害。
- いじめられた児童の立場に立った対応。
- 学校内外問わず対応する。
- 早期発見、迅速かつ適切な対応、早期解決のための校内体制の充実。
- 1人で抱え込まず、必ず相談・報告・組織対応。

3. 校内体制

組織名	構成員	活動内容
①生徒指導部	生徒指導部員	・いじめ防止基本方針作成・見直し ・年間指導計画作成 ・校内研修の企画・立案 ・調査結果、報告等の情報の整理・分析等
②いじめ防止委員会	校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・人権教育担当主任・関係担任等	・上記の内容の吟味・検討
	※いじめ発生時の対応（重大事態も含む） 「いじめ防止委員会」 +関係担任+外部関係者 (必要に応じて)	・情報収集・記録・共有・緊急会議の開催 ・事実関係聴取・確認 ・指導・支援体制と対応方針の決定・保護者への説明・連携 ・市教委へ報告・連携 ・関係諸機関との連携 等

4. 未然防止・早期発見のための具体的な取組

①校内体制の整備

◇いじめを見逃さない学校づくりのための体制づくり

…いじめ防止基本方針の共通理解、相談窓口・学校体制等の土台づくり。

◇スクールカウンセラーとの連携

…気になる児童の情報共有、児童観察。コンサルテーション。→指導や学級経営に活かす。

…来校日・随時相談できることの児童・保護者への周知。相談しやすい環境づくり。

②児童理解・実態把握の深化

◇日常的な個々の気づきの共有

…教員・養護教諭・非常勤講師・支援員等からの情報。

…児童や家庭からの相談や訴え→職員朝礼・職員会議等で情報共有。進級時等の引継の徹底。

◇生徒指導職員会を毎月実施…支援が必要な児童の情報交換・共通理解。

◇保護者との連携の充実

…児童や家庭環境の変化の把握→必要な支援の実施。

…連絡帳や電話を利用した早めの情報の共有。

◇生活アンケートと教育相談の実施（毎学期、年3回）

…教育相談前の生活アンケート実施。いじめに関する項目を入れる。

◇アンケートQ-Uの実施・結果分析…児童理解、学級集団づくりや学習指導への改善。

◇関係機関等（SSW、市教委など）との連携（必要に応じて）

◇メディア環境の把握

…教育相談前の生活アンケートにメディア環境に関する項目を入れる。

…ネットトラブル防止・発見のための家庭への啓発・協力依頼。

③学力育成・集団づくり・魅力ある学校づくり

◇わかる授業の実施…基礎・基本の定着、学習に対する成就感・達成感。

◇児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営

…児童と教職員、児童と児童をはじめとする温かい人間関係の構築。

…言語活動や体験活動などの工夫により、思考力・表現力・判断力等を高め、人間関係形成に生かす。

◇児童の人権意識の醸成・道徳教育の充実

…思いやりの心をはじめ、自他を大切にする人権・同和教育の推進。全教育活動を通じた「いじめは絶対に許されない」「一人一人がかけがえのない存在」という雰囲気づくり。

◇情報モラル教育の充実…発達段階に応じた情報モラルの指導。

④職員研修・実践力育成

◇「いじめ」を含む生徒指導、人権・同和教育、道徳教育等の研修の実施

◇校外への研修にも積極的に参加・学びの共有。

◇児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚の醸成…日記指導等を通じた児童理解の充実。

⑤保護者・地域との連携

◇保護者や地域への情報発信

…いじめ問題への取組の重要性の児童・保護者への周知。（HP、学校便り等）

◇学校評価等の活用…いじめ防止についての取組を振り返り、よりよいものへの改善。

◇学校運営協議会との連携の充実…計画・検証・啓発等の実施。

5. いじめ発生時・重大事態発生時の対応

いじめ発生時	重大事態発生時
<p>(1) 対応の手順（別紙…組織図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いじめが疑われる場合、いじめ対応チームを編成する。 ②事実確認を早急に行い、対応の方針を明確にし、役割分担を決めて対応する。 ③保護者や市教委などの関係機関に連絡する。 ④教職員全体で問題解決に当たる。 	<p>(1) 対応の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重大事態が発生した旨を大田市教育委員会に速やかに報告する。 ②大田市教育委員会と連携して対応する。 ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。 ④調査結果については、被害者・加害者両方の児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ⑤被害児童・保護者が安心して過ごすことができるよう、気持ちに寄り添いながらかわる。
<p>(2) 再発防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童・学級集団への指導や助言の継続的实施。 ○教育相談などの児童理解をさらなる徹底・人権感覚高揚のための職員研修を見直す。 	

※重大事態の定義

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。また、児童や保護者からいじめにより重大な事態に至ったという申し出があった時。